



ボランティア登録した市職員が、市社会福祉協議会の職員と一緒に高齢者宅の危険箇所の雪寄せに汗を流しました(昨年12月19日、雄和で)。秋田市ボランティアセンターには、市職員120人が除雪ボランティアとして登録しています。

地域・町内で
力を合わせ、
今冬を
乗り切ろう！



企業・事業所のみなさんへ…社会貢献の一環として除雪ボランティアにぜひご協力をお願いします。詳しくは、秋田市ボランティアセンター(秋田市社会福祉協議会内)へ。☎(862)9774

- 除雪車が通った後の玄関先や、車庫前の雪寄せにご協力ください
- 路上駐車は、除雪作業の邪魔になります。絶対にやめましょう
- 宅地内などから道路に雪を捨てると、通行の支障になります。絶対にやめましょう
- 車乗り入れ用の敷鉄板などは、除雪作業の障害になるので、取り除きましょう



マナーを守って除雪を効率的に

秋田市のゆき対策は、左記のホームページをご覧ください。また、除雪車の位置や稼働履歴も確認できます。QRコードでもどうぞ。
<http://www.city.akita.jp/city/josetsu/>



QRコード



除雪車の位置や稼働履歴が確認できます

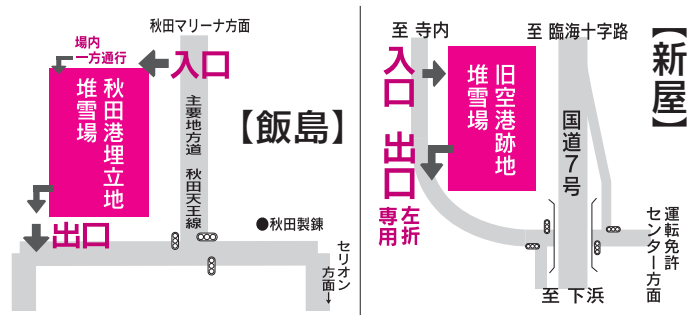
*道路豪雪対策本部設置時は、24時間体制で受け付けます。

午前8時～午後8時
☎(8888)6400

除排雪に関するお問い合わせは、コールセンターへ
お掛け間違いのないようにお願いします

秋田港埋立地と旧空港跡地の堆雪場の出入口にご注意を

秋田港埋立地(飯島)、旧空港跡地(新屋)、雄物川右岸(新屋)の堆雪場を一般に開放しています。秋田港埋立地と旧空港跡地の出入口は右図のとおりです。看板交通誘導員の指示に従い通行してください。



雪の事故を防ぎましょう

1月24日(土)～2月1日(日)は、秋田県の「雪害事故防止週間」です。「屋根の雪下ろしは2人以上で」「除雪機の調整などはエンジンを切ってから」など、除排雪作業中の事故防止に努めましょう。

県地域活力創造課 ☎(860)1238

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

PM2.5の注意喚起 情報を配信します

PM2.5(微小粒子状物質)は、大気の流れの影響で、全国的に冬から春にかけて濃度が高くなる傾向にあります。秋田市では、これまで1日の平均濃度が国の指針値を超えたことはありませんが、超えることが予測されたときは、県が注意喚起情報を発表します。

市では、この情報に基づいて、環境保全課ホームページ、市公式ツイッター、大気環境情報メールで広く注意を呼びかけます。
注意喚起が発表されたときは：
・屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう
・屋内でも換気や窓の開閉を必要

最小限にしましょう

・特に、呼吸器系や循環器系に疾患のあるかたや、子ども、高齢者は、体調の変化に注意して慎重に行動しましょう

大気環境情報メールに ご登録ください(登録無料)

PM2.5の注意喚起情報、光化学オキシダントの注意報・警報など、大気環境に関する情報をパソコンや携帯電話にメールで配信します。配信希望のかたは、左のQRコードから事前登録してください。



QRコード

詳しくは、環境保全課ホームページをご覧ください。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/pl/>

●お問い合わせ
環境保全課 ☎(866)2075



穂積市長と秋田市建設業協会のみなさん。市長の左隣りが林 明夫会長

救護用テントの 寄付がありました

昨年12月18日、一般社団法人秋田市建設業協会から、秋田市に災害が起きた時に、救護や避難活動に活用してほしいとテント一式を寄付していただきました。ありがとうございます。防災安全対策課 ☎(866)2021



自主防災リーダー 研修会を開催します

地域の防災に関心があり、リーダーとしての活動をめざすかたが対象です。定員100人。

日時▶2月7日(土)午後1時30分～4時

会場▶南部市民サービスセンター(御野場)

内容▶自主防災活動の体験発表、東日本大震災の災害伝承語り部による防災講演

申し込み▶はがき、FAXまたはEメールに、氏名、町内会名、電話番号を書いて、1月30日(金)必着まで、〒010-8560 秋田市防災安全対策課「リーダー研修会」係 FAX(823)5099

Eメール ro-gnds@city.akita.akita.jp

●お問い合わせ 防災安全対策課 ☎(866)2021

国保の出産育児一時金 の額が変わりました

平成27年1月1日以降の出産から、秋田市国民健康保険に加入しているかたを対象とした出産育児一時金の額が、「39万円」から「40万4千円(1万4千円増)」に変更となりました。

なお、産科医療補償制度加入分

娩機関で出産した場合(※)に、出産育児一時金①と併せて支給される産科医療補償掛金②が、「3万円」から「1万6千円(1万4千円減)」に引き下げられましたので、合計額①+②は42万円のままです。

※在胎週数22週以上で出産したかたが対象です。

●お問い合わせ 国保年金課給付担当 ☎(866)2098

障害福祉サービスの 対象となる難病が拡大

平成27年1月1日から、障害福祉サービスの対象となっているパーキンソン病など、国の指定する難病が130種類から151種類へ拡大されました。

ホームヘルパー、施設通所などのサービスの利用を希望されるかたは、対象疾病にかかっていることがわかる診断書などの証明書と印鑑をお持ちの上、障がい福祉課(市役所福祉棟1階)で手続きをしてください。

障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認定したサービスをご利用いただけます。なおその際、市民税の課税状況に応じた自己負担があります。

●お問い合わせ 障がい福祉課 ☎(866)2093